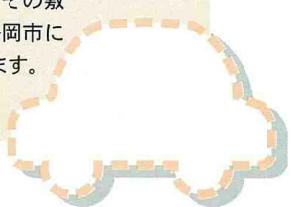


附置義務条例とは

本市では昭和40年から商業地域又は近隣商業地域内で一定規模以上の建築物の新築、増築、用途の変更をする場合は、原則としてその敷地または、建築物内に駐車施設を設置していただくよう、「静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を定めています。
(平成15年4月1日より周辺地域が加わりました)



駐車施設が必要となる場合

※1 建築物で延べ面積が特定用途^{※2}だけの場合は1,000㎡、非特定用途^{※3}だけの場合は2,000㎡を超えるもの。
※4 混合用途建築物の場合は、延べ床面積(特定用途の部分+非特定用途の部分×1/2)が1,000㎡を超えるもの。(周辺地域は2,000㎡以上が対象)

- 特定用途 > 1,000㎡
- 非特定用途 > 2,000㎡



駐車施設が
必要な施設

- ※1 延べ面積とは…
建築物の延べ面積から駐車施設部分面積を除いた面積をいいます。
- ※2 特定用途とは…
自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、事務所、店舗、劇場、ホテル、病院等をいいます。
- ※3 非特定用途とは…
特定用途以外で、マンション、学校、福祉施設(老人ホーム等)があります。
- ※4 混合用途とは…
特定用途部分と非特定用途部分を併せ持つことです。

駐車台数を算定するには



必要台数計算例

建築物の規模	必要台数
8,000㎡の事務所	$8000\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 53.3 \rightarrow 54\text{台}$
1,500㎡の店舗	$1500\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 10.0\text{台}$ $10 \times \left(1 - \frac{1000\text{㎡} \times (6000\text{㎡} - 1500\text{㎡})}{6000\text{㎡} \times 1500\text{㎡} - 1000\text{㎡} \times 1500\text{㎡}}\right) = 10.0 \times (0.4) = 4.0 \rightarrow 4\text{台}$
30,000㎡の事務所	$10000\text{㎡} + (20000\text{㎡} \times 7/10) = 10000\text{㎡} + (14000\text{㎡}) = 24000\text{㎡}$ $24000\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 160.0 \rightarrow 160\text{台}$
小規模な混合用途建築物	$\frac{1500\text{㎡}}{150\text{㎡}} + \frac{3000\text{㎡}}{450\text{㎡}} = 16.7\text{台}$ $16.7 \times \left(1 - \frac{1000\text{㎡} \times (6000\text{㎡} - 4500\text{㎡})}{6000\text{㎡} \times 3000\text{㎡} - 1000\text{㎡} \times 4500\text{㎡}}\right) = 16.7 \times (0.9) = 15.0 \rightarrow 15\text{台}$

